
プロジェクト リース

項目 第 78 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 78 回リース会計専門委員会（2018 年 6 月 8 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

事務局の予備的分析について聞かれた意見

（会計基準の開発に着手するか否かの検討を行うことに賛成する意見）

1. 財務諸表利用者の調整コストが軽減されるため、リースに関する会計基準の開発に着手するか否かの検討を開始することに賛成する。

（会計基準の開発に賛成する意見）

重要な債務がオフ・バランスされるリスクを重視し賛成する意見

2. 我が国における会計基準が国際的に整合性が図られていない場合、特に金融危機が生じると、我が国の資本市場及び我が国の企業の財務報告に対する信頼性に関するリスクが生じる懸念がある。当該リスクを回避するためには国際的に整合性が図られている会計基準を開発すべきであると考ええる。
3. IFRS 第 16 号「リース」（以下「IFRS 第 16 号」という。）を適用することは実務上困難な点がいくつか見受けられるものの、重要な債務がオフ・バランスされることから生じるリスクは重要であるため、会計基準の開発に着手しないという方向性はないと考ええる。

財務諸表に与える重要性の観点から賛成する意見

4. 業種によってはすべてのリースに係る資産及び負債を認識することによる貸借対照表に与える影響が大きい場合があるということは、資産及び負債の認識が重要であるということである。したがって会計基準の開発に着手する必要があると考ええる。

IFRSの任意適用企業が増加している環境を踏まえて賛成する意見

5. IFRS 第 16 号の開発時よりも我が国における IFRS 任意適用企業が増加していることから、すべてのリースに係る資産及び負債の認識については検討すべきと考える。

連結財務諸表に計上される財務数値の一貫性の観点から賛成する意見

6. 在外子会社等の財務諸表について、実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」が適用されることを前提とすると、仮に会計基準を開発しなかった場合に、在外子会社等のみすべてのリースに係る資産及び負債の認識がされるため、会計方針等の観点から違和感が生じるのではないか。

(会計基準を開発する方向性に賛成するが、特定の論点を十分に検討すべきとの意見)

財務諸表利用者の潜在的なニーズ

7. 現行の会計基準により注記される情報では正確な試算ができないため調整を行っていない財務諸表利用者の潜在的なニーズも把握した上で、関係者の懸念も明確化して会計基準の開発を行うことがよいのではないか。

リースに係る費用認識

8. IFRS と米国会計基準で会計モデルが異なることからリースに係る費用認識に差異が生じるため、いずれの会計モデルを採用するかについては慎重に検討すべきと考える。また、損益計算書への影響について、金利及びリース期間を考慮して影響を試算して分析を行う必要があると考える。
9. IFRS と米国会計基準で会計モデルが異なることによるリースに係る費用認識が損益計算書に与える影響について具体的な試算を行い、当該影響に重要性がないことが確認された場合は、会計基準の開発を円滑に行うことができるのではないか。

借手の会計処理と貸手の会計処理の対称性

10. 仮に IFRS 第 16 号の会計モデルを取り入れる場合、借手及び貸手の会計処理が対称的ではないため、連結グループ内におけるリース取引に係る連結手続上の相殺消去

の会計処理についても考慮に入れる必要があるのではないか。

個別財務諸表の取扱い

11. 財務諸表利用者は、一般的に連結財務諸表をもとに企業評価を行っているとして理解しており、個別財務諸表についてはコスト・ベネフィットを考慮し連結グループ内でのリース取引については簡便な取扱いを設けることを検討すべきと考える。

(会計基準の開発に着手するか否かの検討は慎重に行うべきとの意見)

コストとベネフィットを慎重に見極めるべきとの意見

12. 国際的な整合性の観点からだけでなく、現行の日本基準において生じている問題や課題を明らかにした上で、会計基準の開発の必要性を判断すべきと考える。また、財務諸表利用者が現在行っている具体的な調整方法や調整範囲について分析を行い、調整コストの軽減等のベネフィットについては、許容されるコストとの比較を行った上で、会計基準の開発に着手するか否かを判断すべきと考える。
13. 不動産に関する賃借については、我が国における商慣行や未経過リース料の重要性に鑑みると、国際的な会計基準との整合性を図ることのベネフィットがコストを上回るのか慎重に見極めた上で、会計基準の開発に着手するか否かを慎重に検討する必要があると考える。

周辺諸制度や中小規模の企業への影響も考慮すべきとの意見

14. 連結財務諸表における取扱いと個別財務諸表における取扱いを同一とする場合、現在オペレーティング・リースで処理している不動産の賃借についても割引計算を行うことになるため、比較的小規模な上場会社や非上場会社に対する影響も十分に検討する必要があると考える。
15. 会計基準の開発の結果、仮に会計基準に合わせた形で税制改正が行われる場合には、結果として国際的な会計基準の影響が非上場企業や中小企業にも影響が波及する可能性があることに懸念する。

(会計基準の開発に着手するか否かの判断にあたり追加的な分析を行うべきとの意見)

16. コスト・ベネフィットを分析する際には、コストの負担者とベネフィットの受益者が異なることを留意しつつ、本来は、仮に国際的な会計基準を導入する場合の企業の設備投資に与える影響や国際的な会計基準と整合性がないことによる企業の資金調達への影響をマクロな観点で分析する必要があるのではないかと考える。
17. 定量的な分析結果が今後の検討に与える影響は大きいため、現行の会計基準では把握できない要素（例えば解約不能期間とリース期間の違い）等についても明確化した上で、関係者に共有する必要があると考える。
18. IFRS 第 16 号と現在の日本基準を比較すると、セール・アンド・リースバック取引における損益に差異が生じると考えられるため、可能であれば影響額を把握することが良いと考える。

(仮に会計基準の開発に着手した場合に関する論点)

19. 現在の日本基準におけるリース資産の認識は法的所有権と整合的である一方、IFRS 第 16 号においては支配の概念が用いられており、基本的な考え方に相違があると考えられることから、仮に会計基準を開発する際には、現在の日本基準の改訂ではなく、新基準の開発を行う必要があるのではないかと考える。

(アウトリーチに関する意見)

20. 仮に会計基準の開発を行う場合には、非上場企業や中小企業にも影響が及ぶ可能性があるため多くの関係者から意見聴取を行う必要があると考える。

(オブザーバーからのコメント)

21. オブザーバーより、以下のとおり意見が述べられた。

今後の検討においては、国際的な整合性を図る必要性及び懸念に関する個々の論点にターゲットを絞り、現行の日本基準における問題点を特定した上で、議論を進める必要があると考える。国際的な会計基準の適用上の課題も踏まえながら、会計基準の開発に着手するか否かの検討を行う必要があると考える。

以 上